

## 天理市土地改良事業等「週休2日工事」実施要領

### (目的)

第1条 本要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けて、「週休2日工事」に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 週休2日工事の対象は、「土地改良工事積算基準 農林水産省」に基づき積算する天理市発注の土木工事とし、特記仕様書に明記するものとする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、維持等の総価契約工事及び供用関連工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事は除くものとする。

### (用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)「工事着手日」とは、工事開始日以降に実際の工事のための準備作業（現場事務所の設置又は測量等）に着手する日をいう。

(2)「完成通知日」とは、工事完成通知書の提出日をいう。

(3)「対象期間」とは、工事着手日から完成通知日までの期間をいう（年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く）。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が特記仕様書により事前に対象外としている内容に該当する期間は含まない。

(4)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業並びに交通誘導警備業務を行う場合を除き、事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

雨天時等により現場閉所となった場合においても現場閉所として取り扱えるものとする。ただし、資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合は、現場閉所とはならない。

(5)「週休2日」とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(6)「4週8休以上の現場閉所」とは、現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数の割合）が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。

(7)「4週単位の週休2日」とは、対象期間を4週単位の区切り、各単位の4週閉所率（4週単位での現場閉所率の割合）において28.5%以上の水準に達する単位数が、全単位数の80%以上の水準に達すると認められる状態をいう。

休日は、土曜日・日曜日となるように努めるものとするが、悪天候や作業工程等の理由により平日が現場閉所となった場合は、現場閉所となった日の翌日から起算して4週間以内の休日と振り替えることを可能とする。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{現場閉所を行った日数（日）}}{\text{対象期間（日）}}$$

$$\text{4週閉所率} = \frac{\text{現場閉所を行った日数（日）}}{28 \text{（日）}}$$

（対象工事である旨等の明示）

第4条 週休2日の対象工事である旨等の明示は、次の各号に定める

とおりとする。

(1) 発注者は、週休2日の対象工事を発注するにあたり、特記仕様書に週休2日の対象工事である旨を記載するとともに、週休2日を実施しなかった場合や週休2日が達成できなかった場合には、現場閉所の状況に応じて減額変更の対象となる旨を記載するものとする。(別紙1参照)

(2) 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、災害復旧や緊急対応等の受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定することができる。

(3) やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(実施内容)

第5条 週休2日の対象工事において、週休2日の実施内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 受注者は、工事着手日までに週休2日の実施の可否を工事打合せ簿(別紙2)により協議する。受注者は、週休2日を希望する場合、工事打合せ簿(別紙2)の提出に併せて週休2日を考慮した工程を検討し、その工程について発注者と協議を行うものとし、協議結果に基づき週休2日の実施の旨を施工計画書に記載するものとする。

受注者は、週休2日を実施しない場合、次号から第5号に係る対応は不要となる。

(2) 受注者は、週休2日の取得計画が確認できる休日取得計画書(別紙3)(4週単位を原則とする。以下「計画書」という。)を作成し、当初の4週は工事着手日までに、それ以降は翌4週の作業開始前までに監督職員に提出し確認を受けるものとする。

計画書提出後において、当初現場閉所を予定していた日に、受注者の責によらず現場作業が生じる場合は、受発注者間において事前に協議するものとする。

(3) 受注者は前号で定めた計画書に対する休日取得実績書(別紙4)(以下「実績書」という。)を計画対象4週の翌週に速やかに(土曜日及び日曜日並びに祝日を除く)発注者に提出し確認を受けるものとする。

(4) 受注者は工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休2日の対象工事である旨を明示するものとする。(別紙5参照)

(5) 受注者は、工事完成図書において、次に掲げる書類を提示し、監督職員の確認を受けるものとする。

- 1) 工事現場において、週休2日の対象工事である旨を明示した(別紙5参照)ことがわかる写真等
- 2) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(出勤簿、工事日誌等)

(費用の計上)

第6条 発注者は週休2日の対象工事において、受注者が週休2日を実施しなかった場合や週休2日が達成できなかった場合は、当初計上している別表に掲げる4週8休以上相当の補正係数による補正を行わずに減額変更を行う。

各経費の補正は現場閉所率（対象期間全体に対する週休2日の達成状況）により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は4週単位の週休2日が達成できるよう努めるものとする。

（工事成績評定）

第7条 発注者は週休2日の対象工事において、受注者が第5条第1項に基づき、週休2日の実施を選択し、4週8休以上の現場閉所を実施した工事のうち4週単位の週休2日（4週閉所率28.5%以上の単位数が80%以上）を達成した場合は、工事成績評定において評価するものとする。

なお、4週単位の週休2日を実施できなかつた場合であっても、工事成績評定における減点を行わない。また、対象期間が4週に満たない場合であっても1単位とみなし本条項を適用するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、週休2日工事に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。